

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十六年 九月二十九日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
包括外部監査の結果に基づいて講じた措置

(監 査 委 員) 一三
(同) 一一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十六年八月並びに同年七月二十五日、二十八日、二十九日及び三十一日に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年九月二十九日

岐阜県監査委員	岩	花	正	樹
岐阜県監査委員	佐	藤	武	彦
岐阜県監査委員	鷗	飼	良	寛
岐阜県監査委員	石	井	直	子
岐阜県監査委員	藤			

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄 総 務 部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指導事項	検討事項	検討事項
	1	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0
	11	2	0	3	2	0

健康福祉部	16	6	3	15	6	6	3
商工労働部	12	1	1	3	1	1	1
農政部	4	2	0	4	3	0	1
林政部	4	0	0	1	0	0	1
県土整備部	8	1	1	3	1	2	0
都市建設部	7	1	2	3	1	2	0
振興興局							
教育委員会	34	5	10	26	5	15	6
警察本部	26	6	1	7	6	1	0
その他	3	0	1	1	0	1	0
合計	127	24	19	66	25	28	13

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。
「 J 」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、43機関において、25件の指摘事項、28件の指導事項があり、あわせて13件の検討事項が認められたので、監査対象機関に対し是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
人事課	平成26年8月27日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 危機管理部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
消防課	平成26年7月31日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 環境生活部 (11 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	平成26年8月8日	廃棄物対策課	平成26年8月19日
環境管理課	平成26年8月20日	自然環境保全課	平成26年8月20日
私学振興・青少年課	平成26年8月21日	文化振興課	平成26年8月21日
人権施策推進課	平成26年8月21日	統計課	平成26年8月21日
県民生活相談センター	平成26年8月22日	岐阜地域環境室	平成26年8月22日
現代陶芸美術館	平成26年8月28日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
廃棄物対策課	指摘	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として21,980円の費用負担が発生し、また、修繕料428,426円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。

岐阜地域環境室	指摘	物品の管理事務において、排ガス濃度測定機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
---------	----	--

次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
環境管理課	検討	<p>平成25年度に執行された「岐阜県内での自転車活用提案モデル実証事業補助金」について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業において3つのモデル実証事業を実施し計190名の参加を見込んでいたが、実際には3事業で計25名しか参加していなかった。特に計画上120名の参加を予定していた地域内移動のための利用拡大についてのモデル実証事業は実際には2名しか参加者がいなかった。 2 補助事業者からアンケート調査結果を徴取していたが、参加者が少ないため、事業効果の適切な分析、検証を行うだけのサンプル数が十分確保されていなかった。 3 当該補助事業は、飛騨地域において9月から12月にかけて実施されていたが、この時期では翌年度の事業へ反映するにあたって事業効果を分析するには十分な期間が確保できず、そもそも飛騨地域で事業を実施するには時期が適当ではなかった。以上のことから、今後は事業の企画・立案に際しては、効果的な実施手法や実施後の事業効果の分析、検証が適切に行われるよう検討されたい。

4 健康福祉部 (16機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
医療整備課	平成26年8月6日	地域医療推進課	平成26年8月6日
保健医療課	平成26年8月6日	生活衛生課	平成26年8月6日
業務水道課	平成26年8月7日	高齢福祉課	平成26年8月7日

障害福祉課	平成26年8月7日	地域福祉国保課	平成26年8月7日
子ども・女性政策課	平成26年8月18日	子育て支援課	平成26年8月18日
子ども家庭課	平成26年8月18日	岐阜保健所	平成26年8月28日
岐阜保健所本巢・山県センター	平成26年8月28日	西濃保健所	平成26年8月28日
保健環境研究所	平成26年8月28日	希望が丘学園	平成26年8月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
保健医療課	指摘	岐阜県社会福祉施設等スリムクラー設備整備事業費補助金の交付事務において、完了検査を実施するにあたり、現地での確認が必要であるにもかかわらず書面のみで行われていたため、今後は適正に処理されたい。
高齢福祉課	指導	<p>物品の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不用の決定に際して、処分をしようとする物品に係る評価を行うための資料を徴取していないかつた。 2 取得価格が百万円以上の物品であったにもかかわらず、出納管理課長への合議がされていないかつた。 3 平成25年度に廃棄処分したにもかかわらず、物品処分の手続が平成26年度に行われていた。
障害福祉課	指摘	岐阜県心身障害者扶養共済制度の未納掛金の債権管理事務において、債権管理簿が作成されておらず、未納者への督促等の状況が確認できなかった。県では未納掛金の債権管理について、岐阜県心身障害者扶養共済制度未納掛金回収実施要領を定めているが、手続が十分整備されていないことから、要領の見直しを含めた抜本的な整理を行い、適正な債権管理を行うよう対応されたい。

<p>指導</p>	<p>障害者就業・生活支援センター事業及び岐阜県発達障害がい者支援コンシェルジュ設置事業に係る委託料の支出事務において、証拠書類の提出等を求めることなく、実績報告書に添付された実施状況報告書及び収支決算書のみで検査を行っていた。これは仕書において、相手方から提出を求める書類や検査の手続きを明確に定めていないことにより、事業の確認が不十分なまま委託料を支出していたものであったので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導</p>	<p>障害者住宅整備資金貸付金の債権管理事務において、住民基本台帳による住所確認が行えるよう条例で定めているにもかかわらず確認していなかったため、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p>
<p>子育て支援課 指摘</p>	<p>緊急雇用創出基金事業「民間保育所保育スタッフ育成事業」に係る委託契約の支出事務において、契約の相手方から徴取した見積書の見積金額が事前決裁書の子定価格を超えていたにもかかわらず、子定価格の変更に係る決裁を受けないまま契約を締結しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>子ども家庭課 指摘</p>	<p>印刷製本費に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置したことにより、債権者に対する1件13,125円の支払が116日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>岐阜保健所 指摘</p>	<p>公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として1,434,568円の費用負担が発生し、また、修繕料1,377,117円（うち相手方負担分807,446円）が支払われていたほか、公用車が廃車（修繕料相当額966,700円。うち相手方負担分870,030円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
<p>岐阜保健所本拠 ・山県センター 指導</p>	<p>現金の収入事務において、出納員が現金払込書により金融機関に払い込むべきところ、別の様式である納付書により払い込んでいたため、今後は適正に</p>

<p>西濃保健所</p>	<p>指導 物品の管理事務において、犬捕獲おり1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>
<p>希望が丘学園</p>	<p>指導 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として43,260円の費用負担が発生し、また、修繕料211,145円（うち相手方負担分168,916円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
<p>希望が丘学園</p>	<p>指摘 消耗品購入に係る支出事務において、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>

次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
<p>健康福祉政策課</p>	<p>検討</p>	<p>南飛騨健康増進センターの施設運営について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 南飛騨健康増進センターは、平成16年に県民の健康道場として県民が健康を増進するための場を提供することなどにより、県民一人ひとりの健康づくりを支援し、健康な日常生活の実現に寄与するよう南飛騨国際健康保養地構想における拠点施設として整備されたが、平成22年度の行財政改革アクションプランでは機能を見直す施設として、地元主導による活用方法の検討が求められた。 このため、県民が健康を増進するための場の提供などの機能について、県主催の体験講座の開催を取り止め、地元主導での開催へ見直すとともに、地元ボランティアの協力を得ることなどにより、事業費を大幅に削減してきた。しかし、この見直しの影響により施設利用者は大幅に減少している。また、施設の老朽化が進み、今後は維持管理費が増加していくことが予想される。 すでに県、下呂市、地域住民等の関係者で設置した「南飛騨健康増進センターのあり方検討会」においても検討がなされているところであるが十分な体</p>

子ども家庭課	検討	<p>制とはいえないので、県全体の体制として、南飛騨健康増進センターのあり方について、一部施設の休止を含め、改めて検討されたい。</p> <p>児童保護措置費徴収金の徴収について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 子ども相談センター所長が徴収する児童保護措置費徴収金の収納未済金について、1年以上滞納となった滞納カードを子ども家庭課に引き継ぎ、同課の児童保護措置費負担金債権管理専門職が納付勧奨等徴収業務の一部を行っている。 しかし、児童保護措置費徴収金の決定及び徴収の権限は、岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県事務委任規則により子ども相談センター所長が有しており、子ども家庭課が納付勧奨等徴収業務の一部を行う(法的)根拠が明らかにはされていない。 このため、子ども家庭課では納付勧奨に伴う分納の決定、債権収納の管理、滞納処分の事務を行うことができないなどの課題があるので、子ども相談センター及び子ども家庭課で、納付勧奨、収納管理、分納相談、滞納処分を一貫的に行う制度と、それに伴う(法的)根拠の整備、人的配置を検討されたい。</p>
	検討	<p>本年7月に公表されたDV(配偶者からの暴力)被害者避難事業における情報漏えい問題について、児童手当に関する事務の適正化を図ることはもちろんのこと、他の事務でも起こり得る問題であることに鑑み、文書管理を厳格に行うとともに、県及び市町村における想定される事務の所管部署と連携し、DV被害者の保護に万全を期すための措置を検討されたい。</p>

5 商工労働部 (12機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成26年7月28日	企業誘致課	平成26年8月4日
産業技術課	平成26年8月4日	新産業振興課	平成26年8月4日
地域産業課	平成26年8月4日	情報産業課	平成26年8月5日

岐阜地域産業労働室	平成26年8月5日	観光課	平成26年8月5日
国際戦略推進課	平成26年8月5日	産業技術センター	平成26年8月28日
情報技術研究所	平成26年8月28日	国際たくみアカデミー	平成26年8月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
産業技術センター	指導	<p>研究助成金に係る収入事務において、納付書を添えて納付された現金を金融機関に払い込んだときには、金融機関の領収証書を領収済通知書等を添付することとなっているが、それが添付されていないかつたので、今後は適正に処理されたい。</p>
情報技術研究所	指摘	<p>旅費の支出事務において、目的地から宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより1件550円が過払いとなっているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>

次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
産業技術課	検討	<p>国際たくみアカデミーの職業能力開発校講師の報酬について、岐阜県各種委員等の報酬に関する規則に定められた「職業能力開発校講師」の報酬額と実際に支払われている報酬額に相当の差があるため、規則及び実際に支払われている報酬額の妥当性について検討されたい。</p>

6 農政部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日

農産園芸課	平成26年7月25日	農地整備課	平成26年7月25日
農業大学校	平成26年8月28日	国際園芸アカデミー	平成26年8月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農業大学校	指摘	不用物品の売払いに係る収入事務において、売払いの契約（収入原因の発生）時に行うべき調定が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
国際園芸アカデミー	指摘	県が契約していた民間賃貸住宅の退去時に返還される敷金の収入事務において、物件の明渡し後速やかに行うべき調定が約1年遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘	消耗品購入（生花）に係る支出事務において、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたため、今後は適正に処理されたい。

次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
農産園芸課	検討	元気な農業産地構造改革支援事業（以下「補助事業」という。）の採択要件となっている産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）の認定について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 当該補助事業の実施において、事業実施主体は、あらかじめ産地計画を作成する必要があり、補助事業による効果を数値的に表すものとして、翌々年度の目標値を設定することとなっている。 しかし、損斐農林事務所が設定した産地計画の内容を確認したところ、機械導入による生産面積の拡大など、現状値から拡大する目標値が設定されているにもかかわらず、当初の目標の設定が適切に行われておらず、事業の達成状況が正

確に確認できない状況となっているものがあった。誤った産地計画が認定された要因は、産地計画が損斐川町を經由して農林事務所に提出されており、農林事務所が町において産地計画の内容が確認されていると思いつき、その根拠を確認していなかったことであった。このような事実は、他の農林事務所においても見られたことから、産地計画の内容が正しく記載されているかについて確認することを実施要領等において明確にするなど、正しい産地計画のもとで適切に補助事業が実施されるよう検討された。

7 林政部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	平成26年7月28日	恵みの森づくり推進課	平成26年7月29日
森林研究所	平成26年8月28日	森林文化アカデミー	平成26年8月28日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
林政課	検討	森林文化アカデミーの施設運営について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 森林文化アカデミーの施設は木造であり、平成13年4月に設置されたから相当程度、年数が経過していることから、平成26年度から28年度に集中して修繕することとしている。修繕にあたって、県は、森林文化アカデミーの施設について「今後とも全て活用する前提で維持補修を行う。」としており、全ての施設について今後とも継続して維持していく方針としている。 森林文化アカデミーには附属施設として森のコテージが設置されており、短期研修の受講者、生涯学習

講座の参加者及び講師が宿泊に利用している。森のコーテージの利用状況は年間3割程度であるが、維持管理費は県費負担となっている。また、夜間は管理者が配置されておらず、機械警備の対象となっていないことから、管理上の課題もある。
森のコーテージのうちウッドデッキ部分は腐食が激しく、踏み抜くなどの危険があることから、大幅に撤去される予定であるが、残存する部分もあり今後も継続的な維持修繕が必要と思われる。
これらのことから、森のコーテージの現状及び施設の目的を再度整理したうえで、今後の利用方針についてあらためて検討されたい。

8 県土整備部（8機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	平成26年8月8日	用地課	平成26年8月22日
技術検査課	平成26年8月22日	道路建設課	平成26年8月25日
道路維持課	平成26年8月25日	河川課	平成26年8月25日
砂防課	平成26年8月25日	犀川管理事務所	平成26年8月25日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
技術検査課	指摘	公務中の1件の交通事故について、修繕料21,000円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導	県発注の建設工事等に係る契約情報を公表するに当たり、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について（平成19年3月30日付け治第1332号、技第1045号）（以下「通知」という。）」に基づき変更契約締結日の次年度から数えて3か年度公表することになって

9 都市建築部（7機関）

道路維持課	指導	内 容
		いる。しかし、公表するシステムが当初契約締結日の次年度から3か年度公表する仕様となっており、変更契約締結に対して対応できておらず、通知と実際の運用とが異なっていることから、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。
	指導	凍結防止剤散布車の購入に関する一般競争入札の公告事務において、岐阜県会計規則第127条に基づき公告すべき落札の無効に関する事項を公告しておらず、代わりに入札説明書により説明していたので、今後は適正に処理されたい。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	平成26年8月8日	公共交通課	平成26年8月26日
街路公園課	平成26年8月26日	下水道課	平成26年8月26日
建築指導課	平成26年8月26日	公共建築住宅課	平成26年8月27日
水資源課	平成26年8月27日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
公共交通課	指導	株主優待券売却に係る現金収納事務において、出納員が現金を引き継いだにもかかわらず、現金（証券）領収証書原符の引継欄に記載（引継年月日及び引受者印）がなかったため、今後は適正に処理されたい。
街路公園課	指導	公有財産の貸付に伴う収入事務において、収入科目を財産収入とすべきところ、諸収入としていたことで、今後は適正に処理されたい。
公共建築住宅課	指摘	物品の管理事務において、ノート型パソコン3台及びリカバリーソフト1本を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防

止に努められたい。

10 教育委員会 (34機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成26年8月8日	教育財務課	平成26年8月18日
教職員課	平成26年8月11日	教育研修課	平成26年8月11日
学校支援課	平成26年8月11日	特別支援教育課	平成26年8月19日
社会教育文化課	平成26年8月19日	体育健康課	平成26年8月19日
博物館	平成26年8月28日	岐阜総合学園高等学校	平成26年8月28日
岐阜城北高等学校	平成26年8月28日	岐阜商業高等学校	平成26年8月28日
岐阜農林高等学校	平成26年8月28日	岐阜工業高等学校	平成26年8月28日
関有知高等学校	平成26年8月28日	加茂高等学校	平成26年8月28日
加茂農林高等学校	平成26年8月28日	東濃高等学校	平成26年8月28日
可児高等学校	平成26年8月28日	多治見高等学校	平成26年8月28日
土岐紅陵高等学校	平成26年8月28日	土岐商業高等学校	平成26年8月28日
恵那高等学校	平成26年8月28日	恵那南高等学校	平成26年8月28日
中津高等学校	平成26年8月28日	中津川工業高等学校	平成26年8月28日
益田清風高等学校	平成26年8月28日	吉城高等学校	平成26年8月28日
華陽フロンティア高等学校	平成26年8月28日	岐阜聾学校	平成26年8月28日
郡上特別支援学校	平成26年8月28日	関特別支援学校	平成26年8月28日
中濃特別支援学校	平成26年8月28日	可茂特別支援学校	平成26年8月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
教育総務課	指導	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
教育研修課	指摘	公有財産の管理事務において、旧可児分室の土地及び建物等が、現に公用又は公共の用に利用されていないか、確実な利用の予定が見込まれないにもかかわらず、行政財産として保有していたので、今後は適正に処理されたい。
学校支援課	指導	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜総合学園高等学校	指導	岐阜県産業教育振興会事業費補助金の交付事務において、補助金交付要綱等で交付決定前の事業着手は認められないにもかかわらず、交付決定を待たずに事業の一部が実施されていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜商業高等学校	指導	学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用/パソコンシステムの更新並びに中古ノートパソコン及び外部記憶装置の導入により新たにネットワーク接続することとなったパソコン等について、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなった教育情報ネットワーク端末について、ネットワークからの切断届を提出していなかった。
岐阜農林高等学校	指摘	物品の現物実査実施要領に基づく平成25年度の現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができていない物品が499件 (取得価格計37,513,249円) あつたので、原因を究明し速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。
岐阜農林高等学校	指摘	牛乳殺菌機購入にかかる契約事務において、契約額が百万円を超える契約にもかかわらず契約書を作

	<p>成していないかったので、今後は適正に処理されたい。</p>	多治見高等学校	指導	<p>適正に処理されたい。</p>
<p>指導</p>	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した教職員用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>			
<p>指摘</p>	<p>物品の処分事務において、旋盤を廃棄処分するにあたり、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旋盤を不用決定した後、売り払う等の収入の可能性について検討していなかった。 2 契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）に定める事項についての条項が含まれておらず、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）で定める書面が添付されていないかった。 	<p>恵那高等学校</p>	指導	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導</p>	<p>消防用設備保守点検業務に係る委託契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検が必要な差動式アースト型感知器について、実際の数量及び設置場所が正確に把握されておらず、仕様書に適切な数量及び設置場所が記載されていないかった。 2 点検結果報告について、受託業者から仕様書に記載された数量と異なる数量で報告されていたにもかかわらず、そのまま報告を受理していた。 3 監査において確認したところ、実際の設置数は仕様書の数量と報告書の数量のいずれとも異なっており、消防法に基づき消防長への報告が実際の設置数とは異なる数量で行われていた。 	<p>中津川工業高等学校</p>	指摘	<p>旅費の支出事務において、旅行諸費の取扱いを誤ったことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導</p>	<p>高等学校入学金の収入事務において、県が定めた手続に基づき岐阜県会計規則に規定する督促状により督促を行うのではなく、学校諸費とあわせて督促を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>華陽フロンティア高等学校</p>	指導	<p>物品の現物実査実施要領に基づく平成25年度の現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができていない物品が213件（取得価格計22,392,591円）あったので、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>指導</p>	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した教職員用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は</p>	<p>岐阜豊学校</p>	指摘	<p>公務中に駐車車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金87,213円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
<p>指導</p>	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した教職員用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は</p>		指導	<p>学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 更新により新たに接続することとなったパソコン

	<p>ンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することになったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。</p>
<p>郡上特別支援学校 指導</p>	<p>学校間総合ネットワークに係るネットワークの管理事務において、新たに購入した職業教育実習用パソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。</p>

次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
<p>教育総務課</p>	<p>検討</p>	<p>学校間総合ネットワークに接続する情報機器の予算管理及び情報管理について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 1 県立学校の監査において、パソコンの配備対象外としていた職員に対して、パソコン等の情報機器を学校管理費で独自に調達したり、備品費が不足するため消耗品費で中古パソコンを購入していたりするなど、教育委員会の予算令達の主旨と現地での対応が一致していない状況が見受けられた。 これは、教育委員会各課と県立学校との認識のずれや、学校の予算全体に対しての適正な指導監督が行われていないことによるものと考えるので、教育委員会全体の課題として検討されたい。 2 学校間総合ネットワークは生徒の成績を管理するシステムがあるなど個人情報が多く情報漏えいが発生した場合のリスクが非常に高いが、複数の県立学校で管理者である教育研修課の許可を得ることなく学校間総合ネットワークへの接続が行われている実態があることから、情報管理体制について大きな課題があると考ええる。 情報管理に対する教育関係職員への意識向上を含め、教育委員会全体で情報セキュリティ対策について検討されたい。</p>
<p>教育財務課</p>	<p>検討</p>	<p>学校間総合ネットワークに接続する情報機器の予算管理</p>

機 関 名	区 分	内 容
<p>教育研修課</p>	<p>検討</p>	<p>消防用設備保守点検業務に係る委託契約事務において、昨年度指摘したにもかかわらず仕様書等に示した設備の数量に誤りがあったまま契約を締結していた事案が認められたので、他の学校においても同様の事案が発生することがないよう周知徹底を図るなど、必要な措置を講じられたい。</p>
<p>学校支援課</p>	<p>検討</p>	<p>学校間総合ネットワークの管理・運用において、学校間総合ネットワーク利用規定に定めるネットワーク接続申請を行うことなく同ネットワークに接続するなど、複数の県立学校で情報セキュリティに関して不適正な事案が見受けられたので、下記の内容を含めた情報管理体制の強化を検討されたい。 1 学校間総合ネットワークへの接続・切断について学校間総合ネットワーク利用規定を適正に運用するよう各学校に周知するなど、情報管理に対する意識改善・強化を図ること。 2 各学校が独自に整備したネットワーク機器及び端末についても、学校間総合ネットワークの一部を構成していることから、情報セキュリティ監査を実施するなど、各学校の現状把握及び現地指導を行い、情報セキュリティの向上を図ること。</p>
<p>学校間総合ネットワークに接続する情報管理について確認し</p>	<p>検討</p>	<p>学校間総合ネットワークに接続する情報管理について確認し</p>

たところ、以下の検討を要する事項が認められた。 県立学校の監査において、産業教育のための実験 実習設備として学校支援課が各学校に予算配分を行 い、各学校が整備したパソコンについて、学校間総 合ネットの管理者である教育研修課の許可を得るこ となく、ネットワークに接続されていた。 各学校において整備されたパソコンが、学校間総 合ネット利用規定に基づいて適正に運用されるよう、 教育研修課と連携して情報管理体制の強化を検討さ れたい。	検討	産業教育に関する設備の処分事務において、不用 となった物品を処分する際、廃棄物の処理及び清掃 に関する法律（昭和45年法律第137号）の産業廃棄 物に係る規定の適用を受けられる場合があるので、不用 物品の種類や下取り行為に該当する場合の取扱等につ いて、各学校が誤りなく産業廃棄物として処分でき るよう必要な措置を講じられたい。
--	----	--

11 警察本部（26機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務課	平成26年8月28日	広報県民課	平成26年8月28日
会計課	平成26年8月28日	装備施設課	平成26年8月28日
情報管理課	平成26年8月28日	生活安全総務課	平成26年8月29日
少年課	平成26年8月29日	生活環境課	平成26年8月29日
地域課	平成26年8月29日	通信指令課	平成26年8月29日
自動車警ら隊	平成26年8月29日	刑事総務課	平成26年8月29日
捜査第一課	平成26年8月29日	捜査第二課	平成26年8月29日
捜査第三課	平成26年8月29日	組織犯罪対策課	平成26年8月29日
国際捜査課	平成26年8月29日	鑑識課	平成26年8月29日
科学捜査研究所	平成26年8月29日	機動捜査隊	平成26年8月29日
交通企画課	平成26年8月29日	交通指導課	平成26年8月29日

交通規制課	平成26年8月29日	運転免許課	平成26年8月29日
交通機動隊	平成26年8月29日	高速道路交通警察 隊	平成26年8月29日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
広報県民課	指摘	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金と して567,388円の費用負担が発生し、また、修繕料 41,160円が支払われていたので、職員の交通事故防 止について一層の徹底を図られたい。
装備施設課	指摘	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金と して270,000円の費用負担が発生していたので、職 員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第二課	指摘	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金と して197,780円の費用負担が発生していたので、職 員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
組織犯罪対策課	指摘	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金と して141,600円の費用負担が発生し、また、修繕料 40,425円（うち相手方負担分24,717円）が支払われ ていたので、職員の交通事故防止について一層の徹 底を図られたい。
運転免許課	指導	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金と して55,138円の費用負担が発生していたので、職員 の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
交通機動隊	指摘	公務中の5件の交通事故について、損害賠償金と して820,645円の費用負担が発生し、また、修繕料3 98,875円（うち相手方負担分79,748円）が支払われ ていたほか、公用車が廃車（評価額及び修繕料相当 額1,403,228円。うち相手方負担分859,565円）となっ ていたので、職員の交通事故防止について一層の徹 底を図られたい。
高速道路交通警	指摘	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金と

察隊 して296,646円の費用負担が発生し、また、修繕料30,030円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

12 その他（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
出納事務局	平成26年8月28日	労働委員会事務局	平成26年8月27日
人事委員会事務局	平成26年8月11日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
出納事務局	指導	岐阜県財政調整基金、岐阜県県債管理基金、岐阜県県有施設整備基金、岐阜県県有建物再建準備基金及び岐阜県委託費職員退職手当基金の管理事務において、年度途中に発生した運用益を直ちに基金に積み増さずに一般会計で管理し、発生した運用益がその後の運用に反映されない結果となっていたので、今後は経済性を考慮した運用に留意されたい。

岐阜県強肩検査員法第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事等関係機関から包括外部監査の結果に際して措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年九月二十九日

岐阜県知事検査員 佐 花 正 伍 堀 地
 岐阜県知事検査員 佐 花 正 伍 堀 地
 岐阜県知事検査員 佐 花 正 伍 堀 地
 岐阜県知事検査員 佐 花 正 伍 堀 地
 岐阜県知事検査員 佐 花 正 伍 堀 地
 岐阜県知事検査員 佐 花 正 伍 堀 地

平成24年度及び平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況
1 平成24年度

特定の事件 (テーマ)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置		
					A	B	C
学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	知事部局	3	3				0
	教育委員会	62	30	24			8
	計	65	33	24			8

1 教育委員会委員長から平成26年9月25日付け教総第233号で通知があったもの

2 平成25年度

特定の事件 (テーマ)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25		20	5

2 知事から平成26年9月12日付け行第62号で通知があったもの

監査結果（指摘）に基づき講じた措置

1 平成24年度（テーマ：学校教育に係る事務の執行及び運営管理について）

第1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に関する事項

監査結果 報告書記 職員	結果の内容	左記に基づき講じた措置
135	【教員の勤怠管理について】	【教職員課】

<p>勤務時間の把握が十分でない現状では、長時間勤務を助長する可能性があり、また、給与条例第32条第2項で定められた勤務時間より短い勤務となっても、それが把握できない可能性もある。教育職員の職務と勤務態様に特殊性があるとしても、教育職員の健康管理上並びに勤怠管理上問題があるといえる。</p> <p>教育職員の勤務時間を把握できるようなシステムを教育委員会等で構築し、教育職員の勤務時間を把握し、労働環境を改善することにより、優秀な教育職員を確保する必要がある。</p>	<p>県立学校においては、平成25年10月1日から、退校時間を記録するシステムを運用することで、教職員の勤務時間を把握している。市町村立学校においては、勤務状況調査を行うことで、退校時間をはじめとする勤務状況について指導している。</p> <p>また、平成25年度及び平成26年度に開催した校長会や教頭会、管理職研修等の機会に、業務の見直しや分業化、会議等の短縮等への取組により、職員の多忙化を積極的に解消するよう各学校へ周知するとともに、「多忙化解消推進校」での取組を紹介するなど、労働環境の改善に努めている。</p>	<p>151</p> <p>監査結果 報告書記 載頁</p> <p>結果の内容</p> <p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について】 学校徴収金会計の決算業務について、岐阜工業高等学校にて、平成23年度における各学校徴収金会計に係る決算書、及び会計監査報告を閲覧した結果、すべての学校徴収金会計について平成23年度末日である平成24年3月31日における決算書を作成していないまま、会計監査を受けていた。</p> <p>これに伴い、「進路指導部会計」、「定時制給食会計」及び「3学年建</p>	<p>左記に基づき講じた措置</p> <p>【岐阜工業高等学校】 平成25年度決算から、会計監査を翌年度に実施することに改め、適切に会計処理を行っている。(平成25年度決算については、平成26年4月7日に実施)</p>
<p>156</p> <p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について】 支出金調書添付の領収書不足について、可茂特別支援学校における学年会計の支出金調書記載の支出金額に対して、添付されている領収書金額合計が不足しているものが存在した。当該支出の内容を詳しく知る教員は、すでに他校へ異動となっており、領収書の添付漏れであるのか、領収書受領漏れであるのか、もしくは不正支出であるのか、判別することができなかった。</p> <p>「岐阜県立可茂特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第10条第3項には「支出金調書に基づかない預貯金の払出しは、これを認めない。」との定めがある。支出金調書の記載方法の詳細についての定めはないが、調書に添付される証憑と調書記載の決裁金額を一致させるべきであることは当然のことであり、不一致であるにも関わらず、理由の記載もなくそれが承認されている状態は不適切な支出を防止するためにも、看過できない。</p> <p>支出金調書の承認者は、支出理由の確認及びその金額の妥当性確認に細心の注意を払い、調書と証憑の金額が不一致の場合には、その理由の</p>	<p>【可茂特別支援学校】 当該指摘のあった案件は、資金前渡によるものであり、領収書の添付は支出決裁後となる。支払の場合、資金前渡による支出がなされているか精算状況を確認する必要があるが、実施されていないかった。</p> <p>そのため、支出後にはその都度領収書を添付した精算調書を作成し、精算調書の決裁により、支出金額の妥当性を確認するととした。</p>		

157	<p>正当性が確認できるまで、決裁承認すべきではない。</p>	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について 学校徴収金振替手数料の負担について】 岐阜県立高等学校では、生徒から徴収する資金の中に入学金のように県歳入となる項目がある場合、それ以外の私費（PTA会費や実習費等、学校が独自に徴収する費用）も含めて、岐阜県の生徒情報を管理するシステムで口座振替データを作成し、そのデータによって銀行が口座振替処理を行っている。（ ）</p> <p>一方、特別支援学校では、児童・生徒から入学金を徴収しないため、県歳入となるものが存在しない。このため、岐阜県のシステムの対象外とされてきたことから、直接それぞれの学校が契約する銀行において、口座振替によって学校が管理する口座に学校徴収金が振り替えられることとなっている。（ ）</p> <p>ここで、上記のケースにおいて、口座振替による授業料等の収納事務は、岐阜県と銀行との協定上、振替手数料が無料となっており、生徒の口座振替手数料はかからないこととなっている。</p> <p>しかし、上記のケースにおいては、銀行の口座振替システム（自動集金サービス）等が活用され、その振替手数料は一部学校を除き有料となっており、当該手数料は児童・生徒が負担している。</p> <p>児童・生徒にとり、高等学校であつても特別支援学校であつても、岐阜県立の学校に通つているという意味において同様であるため、必要</p>	<p>【教育財務課、特別支援教育課】 特別支援学校における私費の口座振替については、平成27年度から高等学校と同じシステム（高校授業料等口座振替システム）を利用し、振替手数料を無料とすることとした。</p>	161	<p>経費の支払いにおける振替手数料負担の違いについては検討の余地がある。</p> <p>県立学校に通う児童・生徒の資金負担の平準化のために、児童・生徒から徴収する資金の中に県歳入があるか否かに関わらず、県システムを利用するなどして徴収事務を行い、協定の中で統一した取扱いをするなどの検討が必要である。</p>	<p>【教育財務課】 各学校ごとに定めることとしている「岐阜県立 学校学校徴収金事務取扱要領」において「岐阜県立 学校学校預り金事務取扱要領」に改正し、その中で指摘のあった部活動会計も学校預り金の対象会計として明確化し、平成25年7月29日に各学校へ通知した。</p> <p>これにより、平成25年度から「学校諸費状況報告書」により、職員が会計事務に携わる部活動会計についても他の会計と同様に報告を受けることとした。</p>	<p>【学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について 部活動会計の記載と報告について】 「学校徴収金等チェック表」にて教育財務課へ報告する学校徴収金は、各学校が定めている「岐阜県立 学校学校徴収金事務取扱要領」に列挙されている会計が該当する。学校徴収金については、正確な定義がなく、各学校の判断に委ねられているが、主に修学旅行等積立金、実習費、部活動費、生徒会費など各県立学校において徴収する費用を指し、入学金、PTA会費などの団体徴収金以外のものが該当する。</p> <p>ここで、部活動会計（部活動振興会会計を除く）に関しては「学校徴収金事務取扱要領」に記載されていないため、「学校徴収金等チェック表」の記載から漏れ、教育財務課への報告対象になっていない。このため、往査した学校の学校徴収金等チェック表を閲覧した結果、部活動会計が学校徴収金等チェック表にて報告されていたケースは見受けられなかった。また、学校内における部活動会計の管理については、通帳や銀行届出印の管理状況及び収支報告の有無に関して、学校長や事務部長が情報</p>
-----	---------------------------------	---	---	-----	---	--	---

<p>を網羅的に把握していないケースが見えられた。 部活動会計においても、他の学校徴収金と同様、教職員が学校において扱うお金に変わりはない。管理責任が教職員にあるならば「学校徴収金事務取扱要領」において学校徴収金、もしくはこれに準ずるものとして位置づけたうえで、学校内における管理や報告のルールを見直し、教育財務課は各学校から網羅的に報告を求める必要がある。</p>	<p>【私費会計について】 私費会計からの支出のうち、公費負担とすべきであると考えられるものを一部抽出したが、監査の過程で判断に困る性格の経費も多々存在した。近年、新聞記事でも取り沙汰されているように、全国的にPTA会費の使途については関心が高まっており、公費及び私費の明確化の試みが進められている。 例えば、長野県教委では平成22年度に「学校徴収金の基本的な考え方について」を公表し、その中で学校徴収金の定義、学校徴収金に関する基本原則、公費負担と私費負担との区別の考え方をまとめてい</p>		165
<p>【教育財務課】 平成26年3月27日付けで「公費・私費負担区分等ガイドライン」を各校へ通知し、公費負担すべき経費と私費負担を求める経費について区分を示し、地区ごとの校長会議や事務長会議において周知徹底した。 当該ガイドラインの運用により、公費と私費を明確に区分し、必要な公費予算を計上している。また、使途の適正化に関しては、私費会計事務実地検査等によりチェック体制を構築している。</p>	<p>【私費会計について】 PTA会費から支払われた経費の領収書について、その宛名が「高等学校」もしくは「高等学校校長」となっていた事案が多々見受けられた。PTAは任意団体であり、学校とは組織を別にするため、領収書の宛名は「高等学校PTA」や「高等学校PTA会長」とすべきである。 県立学校においては、公費、私費（学校徴収金、団体徴収金）と様々な会計があり、どの会計から支出した経費かを明確にするには領収書の宛名は非常に重要である。経費負担者が明確な領収書を受領できるよう、関係者に周知徹底させる必要がある。</p>		166
<p>【教育財務課】 平成26年3月28日付け教財第1554号「学校諸費にかける源泉徴収事務について（通知）」により、PTA（育友会）会計及び学校預り金会計から支払われる報酬等について、源泉徴収するよう各学校長宛てに通知した。 【大垣桜高等学校】 平成25年度からPTA（育友会）を源泉徴収義務者として登</p>	<p>【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について】 「報酬・料金等」に該当する場合で講演料を支払う場合は、支払額の10%を源泉徴収する必要がある（所得税法第204条）。県立岐阜商業高等学校では保健講話講師に対する謝礼金20,000円のうち、10%にあたる2,000円を源泉徴収しているのに対し、郡上高等学校のケースでは、</p>		168

<p>保健講話講師に対する謝礼金19,530円に対して源泉徴収はされていなかった。また、大垣高等学校のケースにおいても講師謝礼金10,000円に対して源泉徴収はされていなかった。</p> <p>はPTA会計からの支払い、及びは学校徴収金会計からの支払いの違いはあるが、いずれの場合も源泉徴収を行う義務があり、郡上高等学校のケースでは1,953円の源泉徴収漏れ、大垣高等学校のケースでは1,000円の源泉徴収漏れとなっていた。</p> <p>源泉徴収漏れを防ぐために、源泉徴収の事務でマニュアルを整備し、各学校は徹底する必要がある。</p>	<p>録し、「報酬・料金等」に該当する場合で講師料等を支払う場合は源泉徴収を行っている。また、源泉徴収漏れを防ぐために、職員会議や各部門の代表職員により校内の管理運営を審議する企画委員会において、源泉徴収制度について説明し、周知徹底した。</p> <p>【郡上高等学校】 平成24年度末に源泉徴収の必要性について職員会議の場で全職員に周知を行い、年度末に支払った事実から源泉徴収を行っている。また、平成25年度当初には、源泉徴収に係るマニュアルを作成し、校内会計関係担当者に対して説明会を開き周知徹底を図った。</p>	<p>【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について 日雇い雇用に於ける源泉徴収事務について】 日雇い雇用のアルバイトやパートに給料を支払う場合、源泉所得税の徴収が義務付けられている。模擬試験や検定試験のテスト監督者に対して、監督料を支払う場合は日雇い雇用に該当すると考えられ、源泉所得税の税額は「日額表」を使用し、「丙欄」により源泉所得税を計算する。</p> <p>岐阜高等学校のケースでは、一人につき27円の源泉徴収を行う必要があった。また、岐阜高等学校のケースでは源泉徴収額は0円であるが、その場合においても源泉徴収票を発行する必要があったが、これを行っていなかった(所得税法第226条)。</p>	<p>168</p>	<p>【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について 学校評価員に対する報酬について】 平成23年度において、中津高等学校では学校評価委員会が合計3回開催され、第1回及び第2回の学校評価員会については、各学校評価員に対しては、各学校評価員に</p>	<p>【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について 学校評価員に対する報酬について】 平成23年度において、中津高等学校では学校評価委員会が合計3回開催され、第1回及び第2回の学校評価員会については、各学校評価員に</p>	<p>【学校支援課】 学校評価員に対する報酬費については、平成23年5月9日付け学支第182号の2により、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の乙欄を適用するように通知しているところであるが、徴</p>
<p>169</p>	<p>法令に従って、適正な源泉徴収事務がなされるべきである。</p>	<p>【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について 模範試験や検定試験の監督料等のアルバイト料金を支払う場合の料金体系については、学校ごとで取扱いが異なっており、岐阜高等学校のケースのように一律に支払われているケースもあれば、郡上高等学校で実労働時間を乗じた額が支払われていたケースも確認できた。いずれも源泉徴収は行われていなかった。両者は学校徴収金のうちの模範試験会計から支払われたものであるが、徴収金を生徒から集める際は模範試験代金の他、監督者への監督料を含めて徴収していたものと思われる。</p> <p>上記の監督料の支払いは、果費以外からの教職員への支払額であるが、生徒及びその生徒保護者に対して、徴収金額の根拠とその使用用途について、合理的な説明責任を果たすためにも、岐阜県の県立学校で統一した基準を設けるべきである。また、源泉徴収を行う必要があるかないかを都度検討し、適正な支払がなされるべきである。</p>	<p>【教職員課】 平成25年度に実施した校長会等において、週休日等に模範試験や検定試験の監督などに当たる場合は、兼職兼業届を教育委員会に提出すること、時給単価の目安を1,200円程度(社会通念上許される範囲の謝金)とすること、源泉徴収事務を適正に行うことを周知し、平成26年6月に上記内容が実施されていることを確認した。</p> <p>【岐阜高等学校】 源泉徴収事務については、平成25年度から実施している。</p> <p>【郡上高等学校】 源泉徴収事務については、平成24年10月以降の支払分から実施している。</p>			

<p>して県費から報償費が支払われており、第3回については私費（PTA会計）から報償費が支払われていた。</p> <p>第1回及び第2回の学校評議員会では、各学校評議員に対する報償費を「給与等」と考え、「日額表」の「乙欄」を適用し3%源泉徴収していたのに対し、第3回の学校評議員会では各学校評議員に対する報償費を「報酬・料金等」として、支払額の10%を徴収していた。</p> <p>両者は源泉徴収義務者が岐阜県であるのかPTAであるのか異なるが、学校評議員会への参加に対する学校評議員への報償費に何ら変わりはなく、源泉徴収額が異なるのは違和感がある。</p> <p>岐阜県及び中津高等学校PTAは学校評議員に対する報償費の性格を日割で支払う「給与等」に該当するのかが、「報酬・料金等」に該当するのかが整理したうえで、適正な源泉徴収が求められる。</p>	<p>底を図るため、平成26年5月10日付け学支第191号の2により、再通知した。</p> <p>【中津高等学校】</p> <p>平成26年度より、学校評議員については、給与所得の源泉徴収額表（日額表）の乙欄を適用し、適正に源泉徴収を行っている。</p>
--	---

第4．県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項

監査結果 報告書記 載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
184	<p>【学校開設時の備品不足について】</p> <p>本来、開校時に必要な備品は全て揃えるよう準備するべきであり、開校後に備品不足が発覚し、対応するような事態は避けなければならない。</p> <p>平成25年度以降の新設特別支援学校開校の際、本校のように開校時に備品不足が起きないようにするため、本校での経験を踏まえて、手順</p>	<p>【特別支援教育課】</p> <p>平成26年度に開校した2校の特別支援学校の備品整備では、可茂特別支援学校の状況等を踏まえ、物品リストの作成や整備備品の区分別リストの作成等により調運漏れの防止に努めた。</p> <p>また、平成27年度供用開始予定の学校及び平成28年度開校予</p>

<p>書やチェックリストを作成するべきである。</p> <p>開校前には将来の児童生徒数の見込みをより早く、正確に行うことも望ましい。その上で、必要な備品のイメージを持つため、「ロケーション毎に必要な備品は何か？」といった観点から下記に示したような必要備品チェックリストを作成し、開校後の備品の使用をイメージすることが望ましい。</p> <p>（本校：可茂特別支援学校）</p>	<p>定の学校の備品に關しても、不足が生じないようにチェックリスト等を作成して調運漏れが生じないよう努めている。</p>
---	--

<p>187</p> <p>【図書室所在書籍の实地細卸方法について 实地細卸の未実施について】</p> <p>郡上高等学校では、7～8年前に図書管理ソフトが何らかの理由で故障し、登録データが破損したため、書籍の实地細卸が行われていなかった。</p> <p>また、大垣桜高等学校では、平成23年度に図書管理ソフトを導入したため、図書の登録が遅れており、往査時点で、全書籍の約4分の1が登録されておらず、書籍の实地細卸も行われていなかった。</p> <p>实地細卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に関わらず、全書籍を対象として实地細卸を行うべきである。</p>	<p>【郡上高等学校】</p> <p>図書管理ソフトの更新とデータ入力完了し、平成25年3月に实地細卸作業を実施した。平成25年度以降は年1回实地細卸を実施している。</p> <p>【大垣桜高等学校】</p> <p>平成25年度末に図書の登録を完了した。また、書籍の实地細卸についても平成25年度以降、年1回全ての書籍について実施している。</p>
--	--

<p>188</p> <p>【避難物資や備品の保管について】</p> <p>岐阜県立学校は、市町村との覚書の中で、非常災害発生時の毛布や食料等の備蓄は、市町村側に義務があり、特に学校側として義務はなかった。一部の学校では、保護者の理解を得て私費会計の中から、生徒及び教員の人数分、もしくは最低限の物</p>	<p>【体育健康課】</p> <p>平成26年5月から6月に、県内5地区で教頭を対象に行った防災教室推進講習会において、前年度に続き、再度、防災備蓄品について紹介し、各学校での対応を依頼した。</p> <p>その結果、全ての県立学校に</p>
---	---

<p>資や備品を保管している学校もあった。 岐阜県立学校は、非常災害時に備えて、学校防災マニュアル等を改善するなかで保護者の理解をもって、帰宅が困難等となった生徒等に対する方策を講じることが必要である。</p>	<p>において、保護者等の理解を得て、非常災害時に備えた物資や備品の備蓄ができた。</p>	<p>196</p> <p>【未利用資産及び破損備品について 破損備品の長期放置について】 本校では、壊れたままの椅子が多数あり、長期間にわたって放置されている。物品の現物実査の目的には、利用状況、維持管理状況の確認があり、今後の利用可能性がない備品については、現物実査後に不用決定手続きをとるべきである。 しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。 (本校：岐阜商業高等学校)</p>	<p>【岐阜商業高等学校】 破損している椅子74脚について、平成25年6月に42脚、平成26年3月に32脚を不用決定手続きの上、適正に処分した。</p>	<p>196</p> <p>【未利用資産及び破損備品について 未利用資産の発見】 遊休物品（食品加工実習室では冷蔵庫・第2本館4Fの製図準備室では写真測量実習装置のパソコン）及び遊休消耗品（林業資材実習室に廃棄予定のヘルメット）が校舎内で発見された。 不要となった遊休資産については、保管スペースや安全面を考慮して、他への転用が出来ない場合について、は早期に処分するべきである。 しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいため、</p>	<p>【郡上高等学校】 遊休消耗品に関しては、平成25年度当初に適正に処分した。遊休物品に関しては、写真測量機、冷蔵庫をはじめ、平成25年度現物実査において遊休物品とした83物品全てについて平成25年度未までに順次適正に処分した。 【学校支援課】 産業教育のための設備や装置等の整備については、新規と更新とで優先順位の差はない。したがって、不用となった遊休資産については適時処分すべきも</p>
<p>処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。また、写真測量実習装置のパソコンについては、産振予算からの補助を受けるため、新規購入による予算と買換えによる予算とを比較した場合、買換えによる予算の方が比較的補助の承認がおりやすいため、意図的に処分を運らせた。意図的に処分を運らせることは事前の予算確保といえる。また、予算確保の目的で遊休資産の保有を助長させる要因になり得るため、不要となった遊休資産については適時に処分すべきである。 (校舎内：郡上高等学校)</p>	<p>のであり、平成26年1月27日開催の高等学校職業教育関係学科主任等連絡協議会において、その旨指示した。</p>	<p>197</p> <p>【未利用資産及び破損備品について 未利用資産の発見】 大垣特別支援学校においては、(財)ユースワーカー能力開発協会から、平成8年に寄付された「YT式コンボスト」(当時の時価3,000,000円)という備品を保有している。コンボストとは、生ゴミを肥料化する機械のことである。 上記コンボストは、利用時に悪臭が漂い、近隣住民等に迷惑をかけることから、現在利用されずに倉庫に眠ったままとなっており、有効活用されていない。 また、備品一覧への登録区分については、現在「借入」として登録されており、登録内容に誤りが生じている。 今後もし引き続き利用見込みがないのであれば、売却又は廃棄を検討すべきである。また、備品一覧の登録区分は「寄付」に変更する必要がある。</p>	<p>【大垣特別支援学校】 コンボストは寄付ではなく、(財)ユースワーカー能力開発協会からの「無償貸与」であることから「借入」で登録している。なお、このコンボストについては、平成26年度から、中学部及び高等部の作業学習の肥料を作るため、悪臭の発生を抑える形で使用していく。 また、その他のパソコン等の備品についても、平成25年度の現物実査の際に利用状況を確認したが、利用率の低い備品はない。</p>		

<p>る。 なお、その他のパソコン等の備品についても、その利用状況を再度確認し、利用率の低いものについては、需要のある部署や他校への管理換えを検討し、資産が有効的に利用されるよう検討すべきである。</p>	<p>【未利用資産及び破損備品について 未利用資産の発見】 岐阜農林高等学校において、故障したパソコン⁸⁴台及びプリンタ1台がマルチメディア教室などに廃棄されないままの状態で見つかった。これらのパソコンは、産業教育振興費国庫補助金を使って整備した備品であり、現在機器の更新を要求しているが、現時点では更新及び処分されずに校内に保管されていたものである。 一般的には、特別な事情がない限り、不要となった遊休資産については、必要に応じて速やかに更新し、保管スペースや安全面に留意して、他への転用が出来ない不要資産については処分すべきものである。 本校では、新規の取得による場合と買換え更新による場合と比較した場合に買換え更新による取得の方が、比較的に上記承認が得やすいこと、また、上記申請中であることから処分せずに保管していたところである。意図的に処分を遅らせることは事前の予算確保といえ、また、予算確保の目的で遊休資産の保有を助長させる要因になり得るため、不要となった遊休資産については適時に処分すべきである。</p>		197	<p>【岐阜農林高等学校】 指摘のあった産業教育振興費国庫補助金を使って整備したパソコン等の機器については、平成26年3月に更新を完了した。また、未利用パソコン等の機器については、平成26年3月に廃棄処分した。 【学校支援課】 産業教育のための設備や装置等の整備については、新規と更新とで優先順位の差はない。したがって、不用となった遊休資産については適時処分すべきものである。平成26年1月27日開催の高等学校職業教育関係学科学科主任等連絡協議会において、その旨指示した。</p>
<p>【物品帳簿の整備 数量管理の未</p>	<p>【物品帳簿の整備 遊休物品及び破損資産について】 遊休物品とは、「所属として、現在利用していない物品」をいう（物品の現物実査実施要領第2）。本校は、棚卸資料から、遊休物品・破損資産がかなり多いことが確認できたが、遊休物品については県内での物品の有効利用を行うためRENTAI</p>		198	<p>【東濃フロンティア高等学校】 不用となったノートパソコンについては、一部は引取要望のあった他所へ管理替えを行い、残りについては全て不用決定し、廃棄処分を行った。</p>
<p>【物品帳簿の整備 遊休物品及び破損資産について】</p>	<p>【物品帳簿の整備 遊休物品及び破損資産について】 遊休物品とは、「所属として、現在利用していない物品」をいう（物品の現物実査実施要領第2）。本校は、棚卸資料から、遊休物品・破損資産がかなり多いことが確認できたが、遊休物品については県内での物品の有効利用を行うためRENTAI</p>		199	<p>【益田清風高等学校】 舞台照明器具13台、顕微鏡12台等計35台の遊休物品は平成25年度までに電子掲示板へ掲示し、他所属で必要ないか確認をした。その結果、不用となった計35台の備品は、破損資産とともに、平成26年8月14日に不用決定を行い、廃棄処分を行った。</p>
<p>【物品帳簿の整備 遊休物品及び破損資産について】</p>	<p>【物品帳簿の整備 遊休物品及び破損資産について】 遊休物品とは、「所属として、現在利用していない物品」をいう（物品の現物実査実施要領第2）。本校は、棚卸資料から、遊休物品・破損資産がかなり多いことが確認できたが、遊休物品については県内での物品の有効利用を行うためRENTAI</p>		199	<p>【東濃フロンティア高等学校】 不用となったノートパソコンについては、一部は引取要望のあった他所へ管理替えを行い、残りについては全て不用決定し、廃棄処分を行った。</p>

<p>199</p> <p>【物品帳簿の整備 寄贈物品の処理について】 物品管理の観点から、物品管理台帳の中から特定の物品（物品名：パワーツクス）について現物調査を実施したところ、台帳登録された物品以外に学外から寄贈された同様の物品が物品登録されず保管されていた。（主に又キ一部が使用するため、教育的ではない資産として学校としては管理していない。） 現物寄附を受けた場合、校内で合議制の決裁により寄附の承諾を得る。しかし、過去に県費で購入した物品に対しては物品登録を行い、現物寄附を受けた物品（新型）については教育目的の資産ではないとして、物品登録を行っていないかった。 本来、同様の物品について、同様の使用方法であれば、登録の有無に差は出ないと考えられる。そのため、物品登録について統一された処理をするべきである。 （ 校内：飛騨高山高等学校）</p>	<p>【飛騨高山高等学校】 指摘のあった物品は、当校の又キ一部用に寄贈されたものであるため、又キ一部の備品として台帳登録を完了した。 今後とも、学校への現物寄附物品や貸与物品等については、可否の決定の後、県の物品管理システムに登録するとともに、直接的に教育目的の資産ではない部活動の部などへの現物寄附物品が発生した場合においても、可否の決定の後、台帳登録することとした。</p>				<p>ないため、薬品管理簿の様式が学科ごとに異なっており、残高のみで管理している学科や受払管理もしている学科がある等、バラつきがある。内部管理規程を整備する等により統一した管理を行うことが必要である。 東濃フロンティア高等学校では、管理簿を閲覧した結果、取得後相当期間経過した薬品が保管されていた。定期的な現物実査は実施されているが、薬品の残量だけの管理であり受払の記録が存在しなかった。 多治見工業高等学校では、薬品管理簿を閲覧した結果、取得後長期間にわたって、未使用のまま薬品残量に変化のない薬品が多数存在した。 益田清風高等学校では、平成17年度の「生徒いきいきプラン」により、岐阜県立益田南高等学校と統合したこともあり、薬品の保有量が他校と比較して多い状況にあった。 安全面や収納戸棚の効率的な利用のためにも、今後の利用可能性のない薬品や利用状況を適切に把握して利用率の低い薬品については、速やかに他校への譲渡や廃棄等の処分を検討すべきである。また、実験等の目的に薬品が使用されたことを確認するため、薬品の受払いを正確に記録する必要がある。</p>	<p>において内部管理規程の整備が完了したことを確認した。 【東濃フロンティア高等学校】 平成25年度中に薬品の廃棄を行い、薬品の受払いについて記録するため、規程に基づいて記録簿を整備した。 【多治見工業高等学校】 平成25年度に薬品の廃棄を行い、薬品の整理を実施した。 【益田清風高等学校】 平成25年度から薬品の廃棄を行い、平成26年8月末までに薬品の整理を実施した。また、規程に基づいて記録簿を整備した。</p>
<p>200</p> <p>【毒物及び劇物の適正な管理について】 薬品管理について内部管理規程は</p>	<p>【学校支援課】 内部管理規程の整備について指導を行い、全ての県立学校に</p>			<p>210</p>	<p>【情報関連機器の管理について 飛騨高山高等学校】 飛騨高山高等学校の教務用パソコンの保管状況を確認したところ、職員のパソコン専用保管ロッカーにほとんど使用されていない寄贈パソコンが保管されていた。 当該寄贈パソコンの当初の使用目</p>	<p>【飛騨高山高等学校】 同窓会所有のパソコンは同窓会役員会で廃棄処分することが承認されたため、同窓会会計により、平成25年8月30日に廃棄処分を実施した。 包括外部監査以降、パソコンの外部への持ち出しに関しては、</p>

<p>的は同窓会会計及び各種通知案内文書の作成とのであるが、現在の管理教諭に貸与された後、セキユリテイ対策も取られておらず、ほとんど使用されていない状態であった。そのため、使用見込みがある場合は、速やかにセキユリテイ対策を講じ、使用見込みがない場合は、他校への転用又は処分するべきである。</p> <p>個人情報流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、パソコンの外部への持出・外部からの持ち込みに関して、パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿にて管理を行っている。パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿に平成24年1月28日、27日に持ち出されているものがあつたが、解除日の記載、所属長の確認印が漏れていた。</p> <p>情報セキュリティの観点から、個人情報流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、解除日の記載、確認印の押印について、漏れることがないような体制の整備が必要である。</p> <p>また、本校では、平成15年度に生徒の授業及び自習での利用や教員の教材作成などの教育活動で利用するために、学校支援用コンピュータが導入され現在も使用されている。本校では図書館での生徒の検索用もしくは非常勤講師用として利用されている。</p> <p>学習支援用コンピュータの保有台数110台の内、使用台数は図書館で利用する数十台と非常勤講師が利用する数十台とあり、保管台数が使用台数と比較して非常に多い状況にある。</p>	<p>ウエアチェックス、書類への記載及び確認員の押印を徹底している。</p> <p>平成15年度に導入された学習支援用パソコンの台数を再調査したところ110台ではなく103台であった。当該103台のうち、図書館での生徒の検索用もしくは助手や非常勤講師用として32台を使用することとした。残り71台については、RENTAL掲示板で転用先を募ったが、OSが古い等の理由により、管理換えによる受け入れを希望する所属はなかったことから、平成26年6月20日に不用決定し、7月10日に売却処分を行った。</p>												
<p>た。利用する予定のないコンピュータを保有することは、保管するスペースの問題や他校での転用の機会を逸することとなる。学習支援用コンピュータの他の用途での利用方法を考えるか、利用方法がなければ他校への転用を図るべきである。</p>	<p>2 平成25年度（テーマ：公有財産等に係る事務の執行）</p> <p>1 岐阜県の資産の状況に係る結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 1164 981 1288">区分</th> <th data-bbox="837 1288 981 1377">監査結果報告書記載頁</th> <th data-bbox="837 1377 981 1736">結果の内容</th> <th data-bbox="837 1736 981 2101">左記に基づき講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1164 837 1288">公有財産の取得価額</td> <td data-bbox="159 1288 837 1377">47</td> <td data-bbox="159 1377 837 1736"> <p>【購入による取得価額が0円の公有財産への対応】</p> <p>取得事由が購入となつていないにもかかわらず、アクテイブなど、公有財産台帳の取得価額が0円になつていものがありました。</p> <p>公有財産データの登録にあつては、必要な事項を漏れなく登録するとともに、その結果が正しいことを入力者以外の方が根拠資料に基づいて確認することが必要です。</p> </td> <td data-bbox="159 1736 837 2101"> <p>【管財課】</p> <p>公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう、公有財産所管課に文書（平成26年6月27日付け管第125号）により周知徹底した。</p> <p>【地域産業課】</p> <p>取得価額の登録を速やかに行い、修正した。</p> <p>データの登録にあつては、係内の人入力者以外の者が立ち会い、根拠資料をもとに登録内容を確認してチェックを実施する体制に改めた。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1164 837 1288">公有財産台帳の登録</td> <td data-bbox="159 1288 837 1377">50</td> <td data-bbox="159 1377 837 1736"> <p>【公有財産台帳の登録ルールの確立】</p> <p>公有財産台帳の様式は、県が財産を把握・管理するにあつ</p> </td> <td data-bbox="159 1736 837 2101"> <p>【管財課】</p> <p>公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置	公有財産の取得価額	47	<p>【購入による取得価額が0円の公有財産への対応】</p> <p>取得事由が購入となつていないにもかかわらず、アクテイブなど、公有財産台帳の取得価額が0円になつていものがありました。</p> <p>公有財産データの登録にあつては、必要な事項を漏れなく登録するとともに、その結果が正しいことを入力者以外の方が根拠資料に基づいて確認することが必要です。</p>	<p>【管財課】</p> <p>公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう、公有財産所管課に文書（平成26年6月27日付け管第125号）により周知徹底した。</p> <p>【地域産業課】</p> <p>取得価額の登録を速やかに行い、修正した。</p> <p>データの登録にあつては、係内の人入力者以外の者が立ち会い、根拠資料をもとに登録内容を確認してチェックを実施する体制に改めた。</p>	公有財産台帳の登録	50	<p>【公有財産台帳の登録ルールの確立】</p> <p>公有財産台帳の様式は、県が財産を把握・管理するにあつ</p>	<p>【管財課】</p> <p>公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう</p>
区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置										
公有財産の取得価額	47	<p>【購入による取得価額が0円の公有財産への対応】</p> <p>取得事由が購入となつていないにもかかわらず、アクテイブなど、公有財産台帳の取得価額が0円になつていものがありました。</p> <p>公有財産データの登録にあつては、必要な事項を漏れなく登録するとともに、その結果が正しいことを入力者以外の方が根拠資料に基づいて確認することが必要です。</p>	<p>【管財課】</p> <p>公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう、公有財産所管課に文書（平成26年6月27日付け管第125号）により周知徹底した。</p> <p>【地域産業課】</p> <p>取得価額の登録を速やかに行い、修正した。</p> <p>データの登録にあつては、係内の人入力者以外の者が立ち会い、根拠資料をもとに登録内容を確認してチェックを実施する体制に改めた。</p>										
公有財産台帳の登録	50	<p>【公有財産台帳の登録ルールの確立】</p> <p>公有財産台帳の様式は、県が財産を把握・管理するにあつ</p>	<p>【管財課】</p> <p>公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう</p>										

	て必要な情報の把握・管理のために設計されたものですが、現状の公有財産台帳では、基本的な情報であっても、統計業務、決算処理に用いない取得価額等に関しては、データの登録が適切に行われていないケースがあります。	う、公有財産所管課に文書（平成26年6月27日付け管第125号）により周知徹底しました。
--	--	--

2 公有財産の概要に係る結果		
区分	監査結果報告書記載 頁	結果の内容
用途廃止	88	【用途廃止すべき行政財産への対応未了】 畜産研究所の建物は、老朽化により使用不能であるにもかかわらず、行政財産のままとなっていることから、用途廃止を行い、普通財産とする必要があります。
		【農政課】 老朽化により使用不能となっている畜産研究所の養豚・養鶏研究部の建物の一部を再度精査したうえで、平成26年7月15日に用途廃止を行い、普通財産とした。

3 個別検討に係る結果			
区分	監査結果報告書記載 頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
貸借財産	105	【貸借財産台帳データの入力内	【管財課】

台帳の登録	105	容の確認】 貸借財産台帳の貸借条件に余分な文言が記載されたままとなっている事例がありました。 決定した内容に基づいて正しく貸借財産台帳データの登録を行い、登録者とは別の職員が入力チェックを実施するといったルールとすることが適切です。	公有財産に係る情報について、総合財務会計システムに正確な入力を行うよう、公有財産所管課に文書（平成26年6月27日付け管第125号）により周知徹底しました。
貸借財産台帳の作成	105	【貸借財産台帳の作成漏れ】 土地貸付について、貸借財産台帳の作成が漏れていた事例がありました。 貸借財産台帳は、漏れなく作成する必要があります。	【公共建築住宅課】 貸借財産台帳を速やかに整備した。
ソフトビ アジャバ ンセソタ ーの利用 料金規程 届出	111	【利用料金規程届出に係る一部施設の漏れ】 指定管理者は知事の承認を得たうえで利用料金を定めるものとされていますが、第一研究開発室から第三研究開発室については、利用料金規程の届出の際に対象施設一覧表に含まれていませんでした。 県は利用状況を把握し、所定の手続を行うよう、指定管理者を指導する必要があります。	【情報産業課】 該当施設について、平成25年度中に、指定管理者が県に届出の手続を行い、届出漏れの期間の利用料金収入については、利用者に返金手続を行った。
土地開発 公社（無 償貸付物 件）	148	【無償貸付に係る理由の明確化】 土地開発公社の「県庁周辺代替地事業用地」の県職員駐車場としての貸付は、無償で行われていることとされています。使用料を徴収することが適当でない理由が、明確に記載されていませんでした。	【土地開発公社】 （所管課：用地課） 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。公社として「無償貸付」の許可を行うにあたり、決裁文書に無償貸付の理由

住宅供給 公社(減 価償却の 方法)	159	<p>無償貸付の理由は、決裁文書において明確に記載しておく必要があります。</p>	<p>(来庁者の公共利用、災害時は臨時駐車場等に利用、土地利用期間内の維持管理費用を県が負担するなどを経済的に勘案)を明記した。</p>			<p>【減価償却方法の規程と実態との乖離】 賃貸住宅資産及び賃貸施設等資産は、減価償却の方法が年金法と定められているにもかかわらず、実際には定額法が使用されています。</p> <p>「岐阜県住宅供給公社会計規程」で定額法を採用する旨を規定することが必要です。</p>	<p>【住宅供給公社】 (所管課：公共建築住宅課) 「岐阜県住宅供給公社会計規程」に定額法を採用できる旨を規定し、平成25年度第3回理事會にて承認された旨、報告を受けた。</p>
住宅供給 公社(分 譲事業資 産の評価)	163	<p>【分譲事業資産の評価不適切】 分譲事業資産(サニーハイツ花の木、サニーハイツ花もも)の評価において、事業計画における赤字は分譲事業資産の評価の際に考慮されています。翌期以降の事業計画において赤字の計画であるならば、期末における正味売却価額は期末による評価額を下回っているといえます。</p> <p>「地方住宅供給公社会計基準」第23に従って、当該赤字額に対応する金額を評価損として認識する必要があります。</p> <p>また、より適切な評価を行うために、一括して事業計画上で認識している経費については、サニーハイツ花の木、サニーハイツ花ももに区分して認識する必要があります。</p>	<p>【住宅供給公社】 (所管課：公共建築住宅課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 不動産鑑定評価をもとに評価額を算定し、平成25年度決算において、「地方住宅供給公社会計基準」第23に従った適切な会計処理を行った。 また、平成26年度事業計画において、分譲事業の経費をサニーハイツ花の木と花ももに区分して認識した。</p>	別引当金の 設定)	170	<p>タウンビル事業に関する特別引当金への繰入は、貸倒懸念債権については、相手先ごとに異なった繰入率が用いられていました。どのような状況になった場合にどのような率を適用するかが明確になっておらず、また、理事長による決裁も行われていませんでした。</p> <p>具体的かつ客観的な基準を設けるか、理事長の決裁を受ける必要があります。</p>	<p>平成25年度決算から、債権ごとの引当金算定に係る理事長の決裁を受けることとした旨、報告を受けた。</p>
住宅供給 公社(特)	168	<p>【特別引当金の設定ルール不明確】</p>	<p>【住宅供給公社】 (所管課：公共建築住宅課)</p>	住宅供給 公社(未 成原価 勘定の 見直し)	173	<p>【未成原価仮勘定の見直しの未実施】 未成原価仮勘定について、期末ごとの計上額の見直しが行われていませんでした。 期末時において未成原価勘定として適切な金額を計上するために、見直しの見直しを行うことが必要です。また、住宅供給公社としての期末時の見直しルールを作成し、ルールに従って毎期見直しを実施することが</p>	<p>【住宅供給公社】 (所管課：公共建築住宅課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 平成25年度決算から、未成原価仮勘定の計上額の見直しを行った。 今後、期末ごとに見直しを行うことをルール化して、実施することとした。</p>

森林公社 管理台帳の 記載)	180	【森林管理台帳の個別契約単位での把握未確定】 平成24年度に関しては、会計基準の変更に伴う新しい台帳への移行作業の途中であったため、森林管理台帳において、個別契約単位で年度の費用及び収入の額の把握がされていませんでした。 決算作業の過程において、会計帳簿(森林管理台帳)の記帳を完了したうえで、その確定数値が財務諸表と整合していることを確認することが必要です。	【森林公社】 (所管課：治山課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 森林管理台帳において、個別契約単位で年度の費用及び収入の額を把握することとした。これにより、平成25年度決算から、契約単位の森林管理台帳の合計と、財務諸表が整合していることを確認している。	る数値は、統一しておく必要がありません。	【木曾三川水源造成公社】 (所管課：治山課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 貸借対照表を造林管理台帳の数値に基づいて作成することとし、平成25年度決算から、造林管理台帳残高と貸借対照表計上額が整合していることを確認している。		
森林公社 (分収造林契約台帳の記載)	183	【分収造林契約台帳の記載不適切】 標準伐期齢以上の森林資産については、植栽面積により回収能力見込額を計算する必要がありませんが、契約面積が用いられていました。照合の結果、植栽面積と契約面積が異なるものがあり、分収造林契約台帳と契約面積が異なっているものもありました。 植栽面積は、会計処理の基礎となる数値であるため、その資料の正確性を確認する必要があります。	【森林公社】 (所管課：治山課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 分収造林事業の計算には、植栽面積を用いるべきところを契約面積を用いていたため、平成25年度決算から、植栽面積を用いた会計処理を行うこととした。 また、資料作成者でない他の複数の職員において確認する体制とした。	木曾三川 水源造成 公社(注 記誤り)	204	【森林資産情報の注記の誤り】 森林資産情報の注記において、前期末残高・当期増加額・当期減少額・当期末残高・回収可能価額について金額の誤りがありました。 注記事項として開示すべき情報の内容を理解するとともに、作成した注記情報の財務諸表の関連数値との整合性について確認する必要があります。	【木曾三川水源造成公社】 (所管課：治山課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 平成25年度決算から、表計算ソフトの算式を修正した。 また、資料作成者でない他の複数の職員において確認する体制とした。
森林公社 (減損処理)	187	【減損処理に適用した按分割合の不統一】 分収林台帳で合計で管理している2つの森林資産の費用及び収益の按分割合と、分収林勘定へ振り替える際の按分割合が異なっていました。 各森林資産への按分に使用す	【森林公社】 (所管課：治山課) 分収林台帳で管理している森林資産の按分割合を分収林勘定へ振り替える際の按分割合に統一する形で修正した旨、報告を受けた。	木曾三川 水源造成 公社(数 値誤り)	205	【表計算ソフトを利用した資料の数値誤り】 回収能力見込額の計算を誤った原因は、表計算ソフトにより作成された算定資料の前期数値の当期数値への更新漏れでした。 表計算ソフトにより每期作成する資料の場合、当年度の数値のセルを参照するような算式に変更するなど、資料の作成方法を工夫するとともに、資料作成者ではない他の職員により計算過程及び計算結果を確認する必要があります。	【木曾三川水源造成公社】 (所管課：治山課) 指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 平成25年度決算から、表計算ソフトの算式を修正した。 また、資料作成者でない他の複数の職員において確認する体制とした。

<p>木曾三川 水源造成 公社 (数 値誤り)</p>	<p>205</p>	<p>【回収見込額の計算誤り】 貸借対照表上の固定負債に計 上されている長期の借入金残高 のみで資金調達コストを計算し ていました。 回収能力見込額を算出するた めに、正味売却価額を現在価値 に割引す際に使用する割引率と して用いられる資金調達コスト の計算には、1年内返済予定長 期借入金として流動負債に振替 えられた借入金も含めた借入金 残高合計を使用する必要があります。</p>	<p>【木曾三川水源造成公社】 (所管課：治山課) 平成25年度決算から、回 収能力見込額を算出するた めに用いる借入金には、流 動負債に振り替えられた1 年内返済予定長期借入金も 含めた借入金残高合計を使 用して計算している旨、報 告を受けた。</p>
<p>木曾三川 水源造成 公社 (数 値不整合)</p>	<p>206</p>	<p>【財務諸表等における明細数値 の確認の徹底】 事業資産明細表と貸借対照表 価額並びに有形固定資産及び無 形固定資産等明細表と貸借対照 表とに不整合がありました。 財務諸表の作成にあたっては、 資料の信頼性の確認を行うこと もに、財務諸表等と附属明細書 等の関連項目との整合性が保た れるように、整合性の確認を行 うことが必要です。</p>	<p>【木曾三川水源造成公社】 (所管課：治山課) 平成25年度決算から、財 務諸表における明細数値の 整合性について、資料作成 者でない他の複数の職員に おいて確認する体制とした 旨、報告を受けた。</p>

平成二十六年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社